

昭和二十七年二月四日（月曜日）

午後一時四十一分開議

出席委員

委員長 佐瀬 昌二君

委員 北川 定務君 澤田 万

角田 幸吉君 鍛冶 良作君

金原 舜二君 近藤 鶴代君

高橋 英吉君 高橋 權六君

松本 弘君 加藤 充君

田中 榮平君 猪俣 浩三君

世耕 弘一君

出席政府委員

法務政務次官 龍野喜一郎君

検事（法務府法制意見第四局長） 野木 新一君

検事（法務府） 阿原 昌男君

検事（法務府特別審査局長） 吉河 光貞君

委員外の出席者

検事 平賀 健太君

専門員 村 敦三君

専門員 小本 貞一君

二月四日

委員古島義英君、山口好一君及び眞鍋勝君辭任につき、その補欠として近藤鶴代君、金原舜二君及び高橋權六君が議長の名で委員に選任された。

二月二日

足利市の検察行政に関する諸願（猪俣三君紹介）（第三四二号）

石川町に簡易裁判所設置の諸願（圓谷光衛君紹介）（第三四二号）

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案（内閣提出第四号）

○佐瀬委員長 これより會議を開きます。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案を議題といたします。質疑の通告がありますので、これを許します。鍛冶良作君。

○鍛冶委員 この法案の第三項「この法律は、勅令第五百四十二号に基く命令により法律若しくは命令を廃止し、又はこれらの一部を改正した効果に影響を及ぼすものではない。」と書いてあるのではありませんか。この廃止したものと並びに改正したものは、この間總裁から言われた言葉をかりれば、みなわれ／＼は知っておるべきはずのものではないですか、不敏にして存じておりませんので、大体どんなものがあるかを、ひとつ参考資料がありまして開かせてもらいたい。

○平賀説明員 従来ボツダム命令の廃止あるいは変更になつたものは多々あると思ひますが、法務府が若干関係いたしましたもので今思ひつきますのは、廃止になりましたものでは会社法の解散の制限等の件、これは勅令でございまして、それが廃止になつております。それから会社の証券保有制限等に関する勅令、これは財閥の解体を目的にした勅令なのでございまして、それが昨年廃止になつております。それからさらに持株会社整理委員

会令、これもやはり昨年廃止になつております。まだ廃止になつたものは多々あると思ひますが、法務府で多少関係がありますものではどういふものがございまして。

それからお改正になりましたもの、これはいふんたぐさございまして、これは法務府民事局の関係でございしますが、このボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律案、この第一條に上つております法律として効力を存続するもの三号に「沖繩關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令」というのがございしますが、これなんかは數次にわたつて改正になつておるわけでありまして、そのほかにもあげますればまだいふんたぐさあると思ひますが、今私ここで思ひあたりますのを二、三例示いたした次第であります。

○鍛冶委員 これはわれ／＼の知つておくべきものを知らないものでありますから、何か表にいたしまして、ひとつ資料としてもらつておきたいと思ひます。以上お願いいたします。

○岡原政府委員 承知いたしました。

○佐瀬委員長 御質疑はありませんか。他に御質疑がなければ、質疑はこれをもつて終局いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。鍛冶良作君。

○鍛冶委員 私は自由党を代表いたします。本法案に賛成いたしますのであ

ります。理由は申し上げるまでもないと思ひますが、平和條約の効力が発生いたしましたれば、この勅令第五百四十二号というものは廃止になるというところは当然のことであるので、これを廃止することを前提として今後の措置をとられるためにつくられた法律案でありますから、その意味において原案として非常に喜ぶものであります。しかし、この勅令の百八十八日間法律として効力を有するといふことは、これは實際上の取扱いでありますから、何らかの措置が實際行われるまで、残しておかなければならぬ法律がたくさんあります以上、かような措置は必要かと存じます。ただ期間の百八十八日というところがいいか、悪いかは相当問題でもありまして、別に長いから短くしなければならぬという理由も見出せませんから、あえて原案を改正する必要もなからうかと存じますのであります。その他につきましては今申し上げたことで盡しておると思ひますから、原案に賛成いたします次第であります。

○佐瀬委員長 田万廣文君。

○田万委員 私は日本社会党を代表いたします。本法案に反対の意思を表明するものであります。本法案において処理されようとしておるボツダム緊急勅令及びこれに基くボツダム命令というものは、申すまでもなく、敗戦に伴う占領期間中に制定されたいわゆる変態時における所産でありまして、国会において國民の自主的自由の

意思に基いてつくられたものではありません。今や平和條約が調印され、その効力を目前に控えて、國民はひとしく占領のきずなから解放される日の一日も早くからんことを希望いたしておるのであります。すなわち新日本の再出発に多大の希望をつないでおるのであります。かかる切実な実情をわれ／＼は無視することはできません。占領中に着せられた被占領の衣服は二たびすつぱりと脱ぎ去りまして、新しくわれわれの手による衣服を求めておるのであります。この國民的要望に対し、われ／＼はその率直な國民の氣持を取上げ、その意思に従つて進むことが、ほんとうの民主主義國家の姿でなければならぬと思ひます。この線に反するすべてのものは反対されなければならぬのであります。その意味からいつてボツダム緊急勅令といふゆるボツダム命令といふものは、すべて平和條約発効と同時に消え去らなければならぬ運命にあると思ひますのであります。本法案中、ボツダム緊急勅令が平和條約の効力発生と同時に廃止されるというところは、これは容認できるところでございしますが、第二項の点はどうして納得できないものがあるのではありませんか。何となればそれは民主主義のルールに反するものでございまして、ボツダム命令はボツダム緊急勅令を根幹としてつくられたものでありまして、尊が枯れてなくなるのかかわらず、それについておるところの枝葉のみが生き伸びるというふうなことはございせん。

これは社会常識であらうと思ひます。提案の理由によれば、別に法律で廃止または存続に関する措置がなされない場合には、平和條約発効後百八日間法務総裁としての効力を有するものであるといわれておりますが、これはたとえて言うならば、死亡した人間を、なお六十日間生きておるといふのと同じでございます。とうてい筋の通らないお話を申さねばなりません。この無理を立法化せんとする政府のほんとうの腹は、この百八日間の期間を有効に利用いたしまして、団体等規正令その他一連の關係のものを反動的なものに切りかえんとする意図のあることを痛感することができるのでございませう。かくのごとき意味を含む第二項は、とうていわれ／＼は容認でき得ません。第三項の点に至りまして、もともとと廃止さるべき運命のものを生かしてこれを処理しようとする底意が見えるのでございまして、ただいま申し上げましたと同じような理由においてこれを排撃しなければならぬと思ひのであります。これを要するに、国民の声としては、新日本の再出発は、民主主義の徹底と、敗戦感すなわち被占領感の拂拭であり、自由な独立国としての法律の誕生でございませう。かかる意味から申し上げまして、本法案には遺憾ながら強く反対を表明せざるを得ないのでございませう。

○佐瀬委員長 田中義平君。

○田中(義)委員 日本共産党を代表しまして、本法案に反対の意思を表明いたします。

本法案について審議のときに、一休ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件、すなわち昭和二十年勅令

第五百四十二号なるものは、講和発効のときから、生きて存続するの、死ぬのかというのを政府当局に質問をしておるのであります。ところが木村法務総裁は、これは法律論上、生きてゐるという解釈も、また死ぬという解釈も成り立つが、そのことは一応別として本法案を出したのであるという趣旨の答弁があつたのであります。ところが、たしか佐藤政府委員の答弁によれば、純理上はと斷つて、たとい占領治下の、いわゆるボツダム政令のものであるこの緊急勅令も、やはり旧憲法によつて国会の事後承認を経ておるのであるから、法律として存続するのであるという趣旨の答弁が行われております。すなわち政府の態度は、この勅令第五百四十二号が死んでゐるのか、生きてゐるのか、はつきりした態度がないのであります。従つてそのようなあやふやな態度から、この法案の内容を見ますと、実に支離滅裂、矛盾撞着もはなはだしきものが現われて來てゐるのであります。二、三の例を示せば、第一項には廃止するということになつてゐる。廃止するのであるならば、これに基いた一切のいわゆるボツダム政令なるものは一齊に効力を失つて、もしぜひ必要ならば別個の法案をもつて国会に問うという措置が必要になるのであります。が、そういうことはいたさなで、第二項のときは、百八日間に限り、やはり別に法律で廃止または存続に関する措置が行われな部分、これは大部分であります。が、大部分の政令は百八日間生きてゐるということになる。第三項に至つてはもつと驚くべきことである。これはすでに死んだはずのものが、すなわ

ち旧法の中で、勅令第五百四十二号によつて廃止され、あるいは修正されたものが、その効果をそのまま存続するといふように規定されてゐる。また附則の第二項を見ますと、政令そのものを廃止するといふのに、政令をもつて経過規定や、この法律の施行に関する必要な事項を規定する、こういうふうになつておるわけだ。そこで深く洞察いたしますと、第一項にいうボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件はこれを廃止するといふのは、実は形式上の問題であつて、廃止をしないという腹であることが読みとれ、と申しますのは、具体的にどれが存続し、どれが廃止され、どれが百八日間の間に立法措置がとられるであらうかといふことをいろいろ検討してみますと、結局は現吉田政府に都合のよいもの、すなわち非常に反動的な制度に對しては、存続を企圖してゐることが明らかであります。不利益なる分は、この際廃止してしまふ。一例を申してみるならば、たとえば漁業關係のマツカーサー・ラインに関する政令、これは廃止する。ところが、これは廃止しましたところで、なるほど講和條約に調印しておる國々の間はそれで済むかもしれないが、日本の漁業にとつて一番重大な中國やソ連などに對しては、一方的にこちらがマツカーサー・ラインの撤廃を宣言してみたところで、何にもなりはしない。結局は、定められたマツカーサー・ラインを越えて盜賊的な漁撈をせざるを得ないことになる。そうすれば、そこにいまわしい一つの挑戰が行われたりして、不測の災害を招かないとは保証がつかない。そういうようなものも、現吉田

政府には不利益なるがゆゑに、こんなものは一方的に廃止してしまふという手段がとられておる。あるいは輸出入管理令という政令につきましても、これは廃止、存続だけの問題ではありません。実は廃止するといふ中にも、別個に立法措置をとり、ます／＼從來の悪法を強化して行かうという方針が立てられるのであります。この輸出入管理令のときはそのまま存続せしめる。あるいは同じ廃止の中にあります占領目的阻害行為処罰令、こういうものは廃止することになつておるが、もう万人が承知しておる通りに、これにかわる、まづたく極端なる取締り法規であらうといわれる、団体等規正法といふものを早急に、おそらくは今国会に上程されるであらうしようが、そういうような措置が待つておるといつたわけでありまして、ともかくも吉田政府にとつて都合のいい反動的な部分は生かしておく。たとい名目が廃止といふことであつても、別の法律をもつて生かしておる。都合の悪いものだけはみな廃止してしまふという便宜主義が支配をしておるのであつて、總じて言うならば、結局第五百四十二号なるものは生かしておくとおりのが、実はこの法案のほんとうの趣旨であるのであります。まず國民感情から申しますならば、過去七年にわたつて、占領治下なるがゆゑに万やむを得ずこの五百四十二号に基く國民の基本権に對する多くの制限を甘受して参つた。占領治下でなければこういうことじやなかろうと思はれる不便をも忍び、不利をも泣き泣きがまんをして來た。もし今度吉田政府の主張するように、かりにも獨立日本が回復するといふならば、この

ようなまつたく頭の重たい憂鬱なる思ひのする法規は、一ぺんにきれいきつぱりとぬぐい去つてもらひたい、これは偽らざる國民感情であります。しかるに實際上は今言つたように存続する措置が、実は本法案の立法の趣旨であります。われ／＼は國民感情からしてもこのようなものはきれいきつぱりとやめてしまつて、そうしてこれを廃棄した後に、どうしてもやはり継続しなければならぬような事項がある場合には、別個に法案を出して国会に問う。どうしてもこれは続けなければならぬといふことならば、存続ではなしに新立法の手續をとり單行法なりを出して國民に聞く、国会に聞くということが正しい行き方であつて、多くのこの親法を一ぺんになくすることによつて、これから出ておる——かつては三百といふ政令が出ておつたが、今はそれが減つて大体二百前後のようであります。が、この二百前後といふほどのあまたのボツダム政令を一ぺんになくしてしまふ。その後どうしても必要なものも單行立法によつて國民に聞かないで、一緒くたにいたしまして、とにかく今度は占領制度が解けるのであるから、政令第何号々々といふものは生かすのだ殺すのだといふようなことを言われても、國民は納得が行きません。だから一々こういう趣旨でこういう法律をつくらなければならぬといふことを国会及び國民に訴えなければならぬ。まつたく今度のようならば、一からあいた口がふさがらない。どういふわけか内容もわからぬうちに、がさ／＼と多數をもつて国会を通してしまふ。あとになつて依然として占領治下と同

じであるということでは、国民はまつたく恨むのであります。

もう一つつけ加えたいことは、まだ占領治下であります。しかも占領軍は優勢なる勢力をもつて日本を占領しておる。そういうときに今これを廃止するとか存続するとかいうようなことを申しまして、これはとても民主的な自主的な日本の立法にはなりかねる。やはり今日の実情はオーケーをい

ただかなければならぬということになつておる。そういうときにこれを持つて行つて、存続いたします、あるいは廃止いたしますなどといつてみたところ、どうしても民主的な立法にはならぬのであります。だからこれは何も

今急ぐことではない。政府は存続というよるな見解でありまして、これはやはり独立が完成した後に、講和発効後にやればよろしいことであつて、今急ぎあつてこゝろのものをここに上程される必要はないのであります。

最後にいま一つつけ加えたいことは、私は国民感情からこゝろのものはきれいさつぱりと廃止してもらいたいといふことを言いましたが、しかし法律上の問題として、実はあの五百四十二号が憲法に反するものであるといふことは、当時もう喧々囂々論議が行われておつた。もちろん反対論もありましたけれども、その反対論たるや單なる三百代言式な法律形式論にすぎなかつた。一般としては、これは旧憲法に基いた緊急勅令であつて、旧憲法に基いて法律になつたにすぎない。そういうものは違憲であるといふ議論が非常に強かつた。われ／＼ももちろんこれは違憲であるといふ見解を持つておるのであります。今日講和に

なつて日本が一本立ちになるというならば、そのような過去の違憲論の対象になつたようなものがきれいさつぱりとなくなることは当然であつて、ただ国民感情上ではない。法律上も十分われわれは自信を持つて主張し得るところであります。

以上のような理由によりまして、日本共産党はこの法案には絶対に反対をいたすのであります。

○佐瀬委員長 猪俣浩三君。
○猪俣委員 私は前後三回政府委員に質問いたしましたときに、私の考えは大體言つたと思ひますので、結論的にごく簡単に反対の意見を申し上げたいと思ひます。

第一は、今本案の対象になつておる勅令第五百四十二号、これは緊急勅令で国会の事後承諾を得たのでありまして、法律と同じ効力あるものとされておるのであります。これはいかなる方向から見ても、日本国憲法の趣旨に反する緊急勅令であつたのであります。法令であるのであります。この理由は先般も申し上げましたからくどく／＼申し上げませんけれども、字の数が四十字しかない実に簡単な法令である。このく／＼包括的、一般的の白紙委任状的な法令といふものは、おそろく日本の法令史上にも例を見ないであります。日本の現行憲法が委任命令を一体出せるかどうかとも異論がある。憲法に明記してありません。旧憲法時代のような独立命令、委任命令、執行命令、緊急命令といふような、国会を素通りいたしますところの法令が、政府の権能において出しましたの根本的に改革いたしましたして、一切さうなもの御破算になりまして、立法

については国会が唯一の最高機関としてあるのであります。そういう精神から見ますと、この五百四十二号になるものはなほ違憲です。これは法令であつたけれども、占領治下におきましてマッカーサー司令部の威令が憲法以上の威力のあつたときでありまして、これは異論があらうございましたけれども、まあいたしかたがないといふことに相なつておつたのであります。かようなこの法令自身にわれ／＼不愉快なる印象を受けているものでありまして、今日独立に際しましてこれを廃止することは当然過ぎるほど当然のことです。そこで本案の第一項のこれを廃止するといふことに對してはわれわれ異論がないのであります。一日も早く廃止してもらいたいのであります。しかしこの内閣のやり方は、このあとに控えます法案のごとく、この違憲とわれ／＼が認めますところの勅令第五百四十二号から数百の勅令が出ておるが、この処置につきましては私どもはまことに納得が行かない。今申しました母法そのものが日本国憲法の趣旨にはなほ適合しない。いかなる学者といへども學問的良心をもつて判断するならば、こんなべらぼうな法令はできぬ道理はないのであるから、こゝろの母法から出ましたところの数百に及びます政令、これは元來国会を通過しなければならぬものが、政府の都合によりましてはおかむりしたような法令がたふさんある。ちやうど五百四十二号といふやうなこゝろの法令があらう。このことを奇貨としたしまして、国会の審議をみづからのがれんとする脱法的な意圖のもとに政令として出されたものが多々あるのであります。これは実

に不愉快なる印象で、民主政治の完成の上からは実に汚点と申すべき印象を残すやうな過去においてたくさんあつた。食糧確保臨時措置法が国会において通過しないといふ見通しがつきますと、これを食糧法令として、政令として政府は出してしまつた。みんなこの五百四十二号に便乗したのであります。電気事業再編成令でもさうであります。これを数回法案として国会に出しまして、これが通過しないといふことになりましたと、この五百四十二号に便乗いたしました政令で出しておる。警察予備隊令でもさうであります。これも先般申しましたが、今なお私は腹が立つてたまりぬ。第八国会の七月二十八日に私が質問しているのに対して、まだ何ら答弁をいたしておりませんといふ答弁をして、この警察予備隊の機構その他についてまるで答弁を避けておつた。しかるに国会が七月一ぱいで閉会になりますと、八月幾日であつたか、たちまち政令として予備隊令なるものが出たことは記憶に新たなことである。まつたく国会を侮辱しております。嘲弄しているがごとき態度をとつて、この五百四十二号に便乗いたしました。こゝろの政令がたふさん出て来た。これが今清算すべき時期なんでありまして、かような不都合なやり方で、ほかおかりをして、国会をないがしろにして、それで一体憲法政治だ、民主政治だといふことが出来るか。これを今また十ぱ一からげにして、内容も何もわからずに、これとこれは存続する、これとこれは廃止するといふやうな一本の法律でもつて処置しようとする、さうなことは私ども

として理解できません。何べんこの点を質問しても明確な答弁をしていない。ます／＼もつて国会の審議を輕蔑してゐる。事務官僚がいかにげんにつくつたやうな法律を名前だけ並べて、これでもつて法律といふ効力を與えるといふやうなことを出すといふことは傲慢不遜であります。さうなばかげたことで国会の尊重になる道理はない。もし存続しなければならぬものがありましてならば、あらためて法律案として国会の審議に付すべきである。この五百四十二号を廃止するとそれ自体については、われ／＼は決して反対ではないけれども、これから出ましたおびただしい国会無視の政令——しかも政治問題になつてゐるものを回避せんとして、五百四十二号に便乗して出ましたところの幾多の政令、それを今こゝでわれ／＼がいろいろ／＼内容に入つて首肯しななければならぬときに到達している。ところが、名前だけ出して中身は何もわからない。さうなことは審議はできません。そこでこのボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に關する法律案の一項はよろしくございしますが、二項以下はいらない。廃止しておけばそれでよろしい。それで二項を出すとするならば、この五百四十二号から出たすべて、この五百四十二号から出たすべてのものも廃止するといふことの方がすつきりしてよろしいのであります。もしその幾多の政令の中において、どうしても必要なものがあつたならば法律案として出していただく。そうすれば私どもは可し可否として審議を盡したいと思ふのであります。か

やうな五百四十二号それ自体について

ははなはだ疑惑がある法令であるのみならず、これを母法として出ましたところの幾多の政令の中には、はなはだ国会を軽視し、この審議をわざとのがれんとして、この五百四十二号に便乗して出されたと思われるところの政令が多々あるのであります。ゆえに、これを十ば一からげて審議するということには反対であります。さういふ道を開くこの法律案にも、かような意味をおきまして私どもは反対するものであります。

○佐瀬委員長 これにて討論は終了いたしました。よつてこれより採決いたします。本案に賛成の方の御起立を望みます。

〔賛成者起立〕

○佐瀬委員長 起立多数。よつて本案は原案通り可決いたしました。

ただいま議決いたしました議案に関する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐瀬委員長 異議がなければさうにとりはからいます。

本日はこの程度にとどめ、明後日、すなわち六日午前十一時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時十六分散会

〔参照〕

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件の廃止に關する法律案（内閣提出）に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕